

議案第 23 号

つくば市立児童館条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市立児童館条例の一部を改正する条例

つくば市立児童館条例（平成13年つくば市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的として、つくば市立児童館（以下「児童館」という。）を設置し、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、つくば市立放課後児童室（以下「放課後児童室」という。）を設置する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 放課後児童室の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

第3条の見出しを「（児童館の事業）」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

第4条を次のように改める。

（放課後児童室の事業）

第4条 放課後児童室においては、法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う。

第5条の見出しを「（休館日等）」に改め、同条第3項中「指定管理者をいう。」の次に「第6項、」を加え、同条に次の3項を加える。

4 放課後児童室の休室日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日まで

5 市長は、前項の規定にかかわらず、放課後児童室の運営上必要があると認めるときは、休室日に開室し、又は休室日以外の日に開室しないことができる。

6 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、つくば市立大曾根児童館放課後児童室を利用する者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項の規定により市長が行う休室日の変更を待つ時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、第4項に規定する休室日につくば市立大曾根児童館放課後児童室を開室することができる。

第6条の見出しを「（開館時間等）」に改め、同条に次の3項を加える。

4 放課後児童室の開室時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで（次号に規定する日を除く。） 小学校等の放課後から午後6時まで

(2) つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（昭和62年つくば市教育委員会規則第8号）第3条第1項第3号から第9号までに掲げる学校の休業日 午前8時から午後6時まで

5 市長は、前項の規定にかかわらず、放課後児童室の運営上必要があると認めるときは、開室時間を変更することができる。

6 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、つくば市立大曾根児童館放課後児童室を利用する者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項の規定により市長が行う開室時間の変更を待つ時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、つくば市立大曾根児童館放課後児童室の開室時間を延長することができる。

第7条第1号中「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「学校等」という。）」を「小学校等」に改め、同条第2号中「学校等の授業の終了後」を「小学校等の放課後」に改める。

第8条第2項第2号中「第3条第2号に掲げる」を「第4条に規定する」に改める。

第10条第1号を次のように改める。

(1) 児童の健康の増進及び情操を豊かにすることを阻害するおそれがあるとき。

第10条に次の1項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放課後児童室の利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は退室を命じることができる。

(1) 放課後児童の健全な育成を阻害するおそれがあるとき。

(2) 放課後児童室の秩序を乱すおそれがあるとき。

(3) 放課後児童室の管理上支障があると市長が認めるとき。

第13条第1号中「第10条各号」を「第10条第1項各号」に改める。

第14条中「つくば市立大曾根児童館」を「つくば市立大曾根児童館放課後児童室」に改める。

第16条第2号中「当該年度」を「放課後児童室を利用しようとする年度」に改め

る。

第18条第1項中「つくば市立大曾根児童館」を「つくば市立大曾根児童館放課後児童室」に改める。

第23条第1項中「つくば市立大曾根児童館」の次に「及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室」を加え、同条第2項第1号中「第3条各号に掲げる」を「第3条各号及び第4条に規定する」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 第10条第1項又は第2項の規定により、利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は退館若しくは退室を命じること。

第24条及び第25条第1項中「つくば市立大曾根児童館」の次に「及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

名称	位置
つくば市立竹園東児童館放課後児童室	つくば市竹園三丁目18番地1
つくば市立並木児童館放課後児童室	つくば市並木四丁目2番地3
つくば市立吾妻西児童館放課後児童室	つくば市吾妻二丁目5番地4
つくば市立手代木南児童館放課後児童室	つくば市松代四丁目15番地1
つくば市立栄児童館放課後児童室	つくば市横町127番地4
つくば市立九重児童館放課後児童室	つくば市上ノ室2094番地
つくば市立吾妻東児童館放課後児童室	つくば市吾妻四丁目12番地
つくば市立桜南児童館放課後児童室	つくば市並木四丁目7番地3
つくば市立二の宮児童館放課後児童室	つくば市二の宮四丁目9番地2
つくば市立竹園西児童館放課後児童室	つくば市竹園二丁目19番地2
つくば市立吉沼児童館放課後児童室	つくば市吉沼814番地1
つくば市立松代児童館放課後児童室	つくば市松代二丁目21番地2

つくば市立谷田部児童館放課後児童室	つくば市谷田部4715番地
つくば市立上郷児童館放課後児童室	つくば市上郷2270番地 1
つくば市立荃崎児童センター放課後児童室	つくば市小荃1793番地
つくば市立東児童館放課後児童室	つくば市東二丁目24番地 1
つくば市立大曾根児童館放課後児童室	つくば市大曾根447番地 3
つくば市立荃崎第一小学校放課後児童室	つくば市高崎2290番地
つくば市立荃崎第二小学校放課後児童室	つくば市上岩崎1076番地
つくば市立秀峰筑波放課後児童室	つくば市北条5029番地 2
つくば市立学園の森放課後児童室	つくば市学園の森二丁目15番地 1
つくば市立みどりの学園放課後児童室	つくば市みどりの中央12番地 1
つくば市立春日学園放課後児童室	つくば市春日二丁目47番地
つくば市立谷田部南小学校放課後児童室	つくば市境田191番地 1
つくば市立沼崎小学校放課後児童室	つくば市沼崎1408番地 1
つくば市立要小学校放課後児童室	つくば市要449番地 1
つくば市立葛城小学校放課後児童室	つくば市学園南三丁目69番地
つくば市立柳橋小学校放課後児童室	つくば市柳橋361番地

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)
- 2 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成20年つくば市条例第16号)の一部を次のように改正する。
別表3の項を次のように改める。
3 つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室
(つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

3 つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項及び別表第2の18の項中「つくば市立児童館条例」を「つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例」に改める。

（提案理由）

放課後児童クラブ事業を実施する場所を「放課後児童室」として一つの公の施設に位置付けるとともに、児童館内で実施する放課後児童室（市内17か所）及び児童館以外で実施する放課後児童室（市内11か所）を、本条例の別表第2に新たに追加するため、この条例案を提出するものである。

つくば市立児童館条例（平成13年つくば市条例第9号）新旧対照表

改正後	改正前
<p align="center"><u>つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的として、つくば市立児童館（以下「児童館」という。）を設置し、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、つくば市立放課後児童室（以下「放課後児童室」という。）を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 放課後児童室の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>(児童館の事業)</u></p> <p>第3条 児童館においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 父母その他の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の子育てを支援する事業（つくば市立大曾根児童館に限る。）</u></p> <p><u>(3)―(5) (略)</u></p>	<p align="center"><u>つくば市立児童館条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 つくば市の児童に健全な遊び及び生活の場を与え、その健康を増進するとともに情緒を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため、つくば市立児童館（以下「児童館」という。）を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 次条に規定する事業の一部を行うため、児童館に分館を附置するものとし、その名称及び位置は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>(事業)</u></p> <p>第3条 児童館においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（つくば市立小田児童館を除く。）</u></p> <p><u>(3) 父母その他の保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の子育てを支援する事業（つくば市立大曾根児童館に限る。）</u></p> <p><u>(4)―(6) (略)</u></p>

(放課後児童室の事業)

第4条 放課後児童室においては、法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う。

(休館日等)

第5条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第23条第1項に規定する指定管理者をいう。第6項、次条、第18条、第19条において読み替えて準用する第16条及び第20条において読み替えて準用する第17条において同じ。）は、つくば市立大曾根児童館を利用する者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項の規定により市長が行う休館日の変更を待つ時間的余裕がないことが明らかであるとき、第1項に規定する休館日につくば市立大曾根児童館を開館することができる。

4 放課後児童室の休室日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日まで

5 市長は、前項の規定にかかわらず、放課後児童室の運営上必要があると認めるときは、休室日に開室し、又は休室日以外の日に開室しないことができる。

6 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、つくば市立大曾根児童館放課後児童室を利用する者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項の規定により市長が行う休室日の変更を待つ時間的余裕がないことが明らかであるとき、第4項に規定する休室日につくば市立大曾根児童館放課後児童室を開室することができる。

(開館時間等)

第6条 (略)

(放課後児童室)

第4条 前条第2号に掲げる事業を行うため、児童館に、放課後児童室を設置する。

(休館日)

第5条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次条、第18条、第19条において読み替えて準用する第16条及び第20条において読み替えて準用する第17条において同じ。）は、つくば市立大曾根児童館を利用する者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項の規定により市長が行う休館日の変更を待つ時間的余裕がないことが明らかであるときは、第1項に規定する休館日につくば市立大曾根児童館を開館することができる。

(開館時間)

第6条 (略)

2・3 (略)

4 放課後児童室の開室時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日まで（次号に規定する日を除く。） 小学校等の放課後から午後6時まで

(2) つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（昭和62年つくば市教育委員会規則第8号）第3条第1項第3号から第9号までに掲げる学校の休業日 午前8時から午後6時まで

5 市長は、前項の規定にかかわらず、放課後児童室の運営上必要があると認めるときは、開室時間を変更することができる。

6 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、つくば市立大曾根児童館放課後児童室を利用する者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項の規定により市長が行う開室時間の変更を待つ時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、つくば市立大曾根児童館放課後児童室の開室時間を延長することができる。

(放課後児童室を利用することができる者)

第7条 放課後児童室を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 小学校等
_____に就学している者であること。

(2) 保護者に労働、疾病その他の理由があることにより、小学校等の放課後
_____に保護者から保育を受けることができないこと。

(放課後児童室の利用許可)

第8条 (略)

2 市長は、放課後児童室を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) (略)

2・3 (略)

(放課後児童室を利用することができる者)

第7条 放課後児童室を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「学校等」という。）
_____に就学している者であること。

(2) 保護者に労働、疾病その他の理由があることにより、学校等の授業の終了後
_____に保護者から保育を受けることができないこと。

(放課後児童室の利用許可)

第8条 (略)

2 市長は、放課後児童室を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) (略)

(2) 第4条に規定する 事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

第9条 (略)

(利用の制限等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は退館を命じることができる。

(1) 児童の健康の増進及び情操を豊かにすることを阻害するおそれがあるとき。

(2)・(3) (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放課後児童室の利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は退室を命じることができる。

(1) 放課後児童の健全な育成を阻害するおそれがあるとき。

(2) 放課後児童室の秩序を乱すおそれがあるとき。

(3) 放課後児童室の管理上支障があると市長が認めるとき。

第11条・第12条 (略)

(児童館の全部又は一部の利用許可の取消し)

第13条 市長は、第11条第2項の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第10条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2)・(3) (略)

(使用料)

第14条 放課後児童の保護者は、使用料を納付しなければならない。ただし、つくば市立大曾根児童館放課後児童室における放課後児童の保護者については、この限りでない。

第15条 (略)

(2) 第3条第2号に掲げる 事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

第9条 (略)

(利用の制限等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は退館を命じることができる。

(1) 児童の健全な育成を阻害するおそれがあるとき。

(2)・(3) (略)

第11条・第12条 (略)

(児童館の全部又は一部の利用許可の取消し)

第13条 市長は、第11条第2項の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第10条各号 のいずれかに該当するとき。

(2)・(3) (略)

(使用料)

第14条 放課後児童の保護者は、使用料を納付しなければならない。ただし、つくば市立大曾根児童館における放課後児童の保護者については、この限りでない。

第15条 (略)

(使用料の減免)

第16条 市長は、放課後児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保護者が納付すべき使用料につき、当該各号に定める額を免除することができる。

(1) (略)

(2) 放課後児童の保護者の放課後児童室を利用しようとする年度(4月分又は5月分の使用料にあっては、前年度)に納付すべき市民税の所得割が非課税であるとき。 全額

(3)・(4) (略)

第17条 (略)

(利用料金)

第18条 つくば市立大曾根児童館放課後児童室における放課後児童の保護者は、指定管理者に、放課後児童室の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2・3 (略)

第19条—第22条 (略)

(指定管理者による管理)

第23条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、つくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条各号及び第4条に規定する事業を行うこと。

(2)—(4) (略)

(使用料の減免)

第16条 市長は、放課後児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保護者が納付すべき使用料につき、当該各号に定める額を免除することができる。

(1) (略)

(2) 放課後児童の保護者の当該年度(4月分又は5月分の使用料にあっては、前年度)に納付すべき市民税の所得割が非課税であるとき。 全額

(3)・(4) (略)

第17条 (略)

(利用料金)

第18条 つくば市立大曾根児童館における放課後児童の保護者は、指定管理者に、放課後児童室の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2・3 (略)

第19条—第22条 (略)

(指定管理者による管理)

第23条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、つくば市立大曾根児童館_____の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業を行うこと。

(2)—(4) (略)

(5) 第10条第1項又は第2項の規定により、利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は退館若しくは退室を命じること。

(6)―(12) (略)

(管理の基準)

第24条 指定管理者が行うつくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室の管理の基準は、つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「手續条例」という。）に定めるもののほか、第5条から第13条までに定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第8条から第11条までの規定及び第13条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の取消等の場合における措置)

第25条 手續条例第7条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時につくば市立大曾根児童館及びつくば市立大曾根児童館放課後児童室の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第15条第1項に定める額の範囲内において、使用料を徴収する。

2 (略)

第26条 (略)

附則 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第2条関係)

名称	位置
つくば市立竹園東児童館放課後児童室	つくば市竹園三丁目18番地1
つくば市立並木児童館放課後児童室	つくば市並木四丁目2番地3

(5) 第10条の規定により、利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は退館を命じること。

(6)―(12) (略)

(管理の基準)

第24条 指定管理者が行うつくば市立大曾根児童館_____の管理の基準は、つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「手續条例」という。）に定めるもののほか、第5条から第13条までに定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第8条から第11条までの規定及び第13条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の取消等の場合における措置)

第25条 手續条例第7条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時につくば市立大曾根児童館_____の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第15条第1項に定める額の範囲内において、使用料を徴収する。

2 (略)

第26条 (略)

附則 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第2条関係)

名称	位置
つくば市立大曾根児童室	つくば市大曾根4067番地1

つくば市立吾妻西児童館放課後児童室	つくば市吾妻二丁目5番地4
つくば市立手代木南児童館放課後児童室	つくば市松代四丁目15番地1
つくば市立栄児童館放課後児童室	つくば市横町127番地4
つくば市立九重児童館放課後児童室	つくば市上ノ室2094番地
つくば市立吾妻東児童館放課後児童室	つくば市吾妻四丁目12番地
つくば市立桜南児童館放課後児童室	つくば市並木四丁目7番地3
つくば市立二の宮児童館放課後児童室	つくば市二の宮四丁目9番地2
つくば市立竹園西児童館放課後児童室	つくば市竹園二丁目19番地2
つくば市立吉沼児童館放課後児童室	つくば市吉沼814番地1
つくば市立松代児童館放課後児童室	つくば市松代二丁目21番地2
つくば市立谷田部児童館放課後児童室	つくば市谷田部4715番地
つくば市立上郷児童館放課後児童室	つくば市上郷2270番地1
つくば市立荃崎児童センター放課後児童室	つくば市小荃1793番地
つくば市立東児童館放課後児童室	つくば市東二丁目24番地1
つくば市立大曾根児童館放課後児童室	つくば市大曾根447番地3
つくば市立荃崎第一小学校放課後児童室	つくば市高崎2290番地
つくば市立荃崎第二小学校放課後児童室	つくば市上岩崎1076番地
つくば市立秀峰筑波放課後児童室	つくば市北条5029番地2
つくば市立学園の森放課後児童室	つくば市学園の森二丁目15番地1
つくば市立みどりの学園放課後児童室	つくば市みどりの中央12番地1

つくば市立春日学園放課後児童室	つくば市春日二丁目47番地
つくば市立谷田部南小学校放課後児童室	つくば市境田191番地1
つくば市立沼崎小学校放課後児童室	つくば市沼崎1408番地1
つくば市立要小学校放課後児童室	つくば市要449番地1
つくば市立葛城小学校放課後児童室	つくば市学園南三丁目69番地
つくば市立柳橋小学校放課後児童室	つくば市柳橋361番地

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

（附則第2項関係）

改正後	改正前
本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1・2（略） <u>3 つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室</u> 4（以下略）	本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1・2（略） <u>3 つくば市立児童館</u> 4（以下略）

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）新旧対照表

（附則第3項関係）

改正後			改正前		
本則・附則（略）			本則・附則（略）		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
機関	事務		機関	事務	
(略)	(略)		(略)	(略)	
2 市長	つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）による使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの		2 市長	つくば市立児童館条例（平成13年つくば市条例第9号）による使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
18 市長	つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例による使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	18 市長	つくば市立児童館条例による使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第3（略）			別表第3（略）		